



## 「特定利用空港・港湾」に関する国からの説明について

令和8年5月8日に、国（内閣官房，国土交通省，防衛省）から呉港を「特定利用空港・港湾」に追加したいとの説明を受けました。

「特定利用空港・港湾」とは、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国と管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた空港・港湾のことです。

現在までに、24空港及び33港湾が特定利用空港・港湾とされています。（別紙参照）  
今後、港湾関係者に対し、説明を行ってまいります。

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港 (24)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
		福岡県	北九州空港	国
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
	令和7年4月1日	熊本県	熊本空港	国
		大分県	大分空港	国
		和歌山県	南紀白浜空港	県
	令和7年8月29日	北海道	函館空港	国
		山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
	令和8年4月8日	青森県	青森空港	県
		高知県	高知空港	国
		愛媛県	松山空港	国
		香川県	高松空港	国
		愛知県	中部国際空港	会社
		北海道	新千歳空港	国
			稚内空港	国
			釧路空港	国
			旭川空港	市
			中標津空港	道
	女満別空港	道		

区分	年月日	所在地	名称	管理者
港湾 (33)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市
		福岡県	博多港	市
		高知県	高知港	県
			須崎港	県
			宿毛湾港	県
		香川県	高松港	県
		北海道	室蘭港	市
			苫小牧港	組合
			釧路港	市
			留萌港	市
	石狩湾新港		組合	
	鹿児島県		鹿児島港	県
	令和6年8月26日	鹿児島県	志布志港	県
		鹿児島県	川内港	県
		鹿児島県	西之表港	県
		鹿児島県	名瀬港	県
		鹿児島県	和泊港	県
		熊本県	熊本港	県
		熊本県	八代港	県
		福井県	敦賀港	県
		沖縄県	平良港	市
		鳥取県・島根県	境港	組合
	令和7年4月1日	石川県	金沢港	県
		北海道	函館港	市
			白老港	町
	令和7年8月29日	青森県	青森港	県
	令和8年4月8日	宮崎県	細島港	県
		徳島県	徳島小松島港	県
		愛知県	名古屋港	組合
			三河港	県
		宮城県	仙台塩釜港	県
		北海道	稚内港	市
			紋別港	市

○ 現在までに、24空港及び33港湾について、「特定利用空港・港湾」とした。

- 令和6年4月1日：5空港・11港湾
- 令和6年8月26日：3空港・9港湾 追加
- 令和7年4月1日：3空港・5港湾 追加
- 令和7年8月29日：3空港・1港湾 追加
- 令和8年4月8日：10空港・7港湾 追加